

最低制限価格設定基準及び低入札価格調査制度における調査 基準価格の算定式の改正について（基本方針）

工事請負契約に係る最低制限価格設定基準第3条第1項、工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領第5条第1号、業務委託契約に係る最低制限価格設定基準第3条第1項及び第2項並びに業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領第5条第1号及び第2号に規定する最低制限価格及び調査基準価格の算定式（無作為係数を除く。）改正の基本的な取扱いを次のとおり定める。

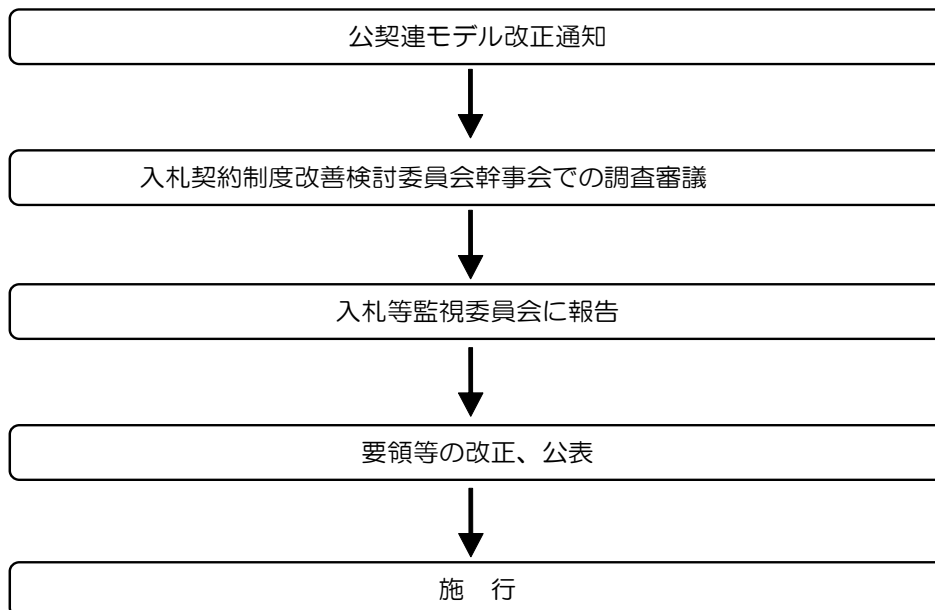
1 基本方針

大阪市における工事請負契約及び業務委託契約に係る最低制限価格設定基準及び低入札価格調査制度における調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の算定式の改正については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（以下「公契連モデル」という。）の改正にあわせ迅速に対応する。

2 改正時期

公契連モデルの改正通知日から2か月後とする。ただし、やむ得ない場合には改正時期を変更することがある。

3 算定式改正手続き



※入札契約制度改善検討委員会幹事会で調査審議した結果、本委員会（入札契約制度改善検討委員会）での検討・審議が必要な場合は、本委員会を開催する。